

被告人に覚せい剤の知情性を認めるにはなお合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した事例

【文献種別】 判決／札幌地方裁判所
【裁判年月日】 令和1年12月13日
【事件番号】 平成31年(わ)第183号
【事件名】 (旧)覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件
【裁判結果】 無罪
【参照法令】 刑法38条1項、刑事訴訟法336条
【掲載誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25570668

龍谷大学教授 玄 守道

事実の概要

被告人は、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、平成31年2月24日、マレーシア所在の空港において、覚せい剤(筆者注:「覚せい剤」は旧法の表記に従っている)の粉末約438.7グラムを隠し入れたスーツケース1個を持って、北海道所在のb空港行きの航空機に搭乗し、同月25日、同空港に到着した同航空機から同スーツケースを持ったまま降り立って前記覚せい剤を日本国内に持ち込み、もって覚せい剤を輸入するとともに、同日、同空港内の入国旅具検査場において、税関職員の検査を受けた際、前記覚せい剤を同スーツケース内に隠し持ったまま、その事実を申告せず同検査場を通過しようとし、もって関税法上の輸入してはならない貨物である覚せい剤を輸入しようとしたが、同税関職員に発見されたため、これを遂げることができなかった。

判決の要旨

①被告人が自身の日本渡航に際してのAの準備状況などから、同渡航が褒賞旅行ではない、少なくともその疑いが生じ、自らが違法薬物の密輸を含む何らかの犯罪行為に加担させられることになるのではないかと疑念を抱いたという点につき、「……Aとの間のWhatsAppのやり取りにおいてAが違法薬物に関係していることをうかがわ

せるものが全く存在しないことなどからすると、被告人は、Aが偽ブランド品の密輸に関与している者にすぎないと認識したことにより、自らの日本渡航によって何らかの不正に加担させられることがあったとしても、せいぜい偽ブランド品の密輸にすぎないと考え、違法薬物の密輸については想定しなくなった可能性を否定し難い。

②その後、被告人は、Aから偽ブランド品の在中した本件スーツケースを受け取って、日本行きの航空機に搭乗しているが、その間に、本件渡航が違法薬物の密輸をその目的に含むものであるとの疑念が再燃するような事情や状況がなく、むしろ、被告人は、「自らが日本渡航の際に偽ブランド品の運搬を担わされることを含め、本件渡航に当たって何らかの犯罪に加担させられることを現実的なものとして受け止めていなかった可能性すら拭えない」。

③被告人が本件スーツケースを受け取った際、本件スーツケース自体の確認をしている点について「被告人が本件スーツケース自体の確認をしたことが、本件スーツケースに覚せい剤を含む違法薬物が隠匿されている可能性の認識を抱いたことに基づくものとまでは認められない」。

④被告人が搭乗直前に本件スーツケースを偽ブランド品と共に引き渡すよう指示を受けた点につき、本判決は、本件スーツケースに薬物が隠匿されていることについて疑いを持っていないこと、1か月以上前から密輸するのは偽ブランド品にす

ぎないと思っていた可能性を払拭できないこと、本件スーツケースに関する指示が簡潔であったことなどから、本件スーツケースを引き渡す指示の意味について考えなかったという被告人の弁解を排斥できないとする。

他方で、検察官は、[1] 本件渡航に関する多額の費用を第三者が負担するという不合理性に関する被告人の認識、[2] Aが薬物関係者ではないとの具体的な根拠がなく、渡航につき家族に秘密にしていたこと、[3] 旅程の決定や内容の不合理性、[4] 被告人の税関における虚偽の供述などから被告人は覚せい剤の知情性を有していたとする。

これに対して、本判決は、[1] ないし [4] の事情はいずれも検察官の意味付けとは異なる仮説を加えることは可能であるとした上、「これまで検討した点全てを総合的に考察しても、本件スーツケース自体を引き渡す指示を受けた際、それまでのAとのやり取りを論理的に結び付けて、本件スーツケースに覚せい剤を含む違法薬物が隠匿されている可能性に思い至ることがおよそできないとはいえないが、他方でそれが容易とはいえないから、やはり、被告人の覚せい剤の知情性を認めるにはなお合理的な疑いが残るといべき」とした。

判例の解説

一 はじめに

本件における主たる争点は、被告人の覚せい剤の知情性であった。覚せい剤の知情性については、とりわけ密輸事案において特有の問題が存在する。すなわち、事案の性質上、間接事実（証拠）に限られることが多く、それゆえ、被告人の有している物が法的に禁止されているものであることの認識までは認定できても、違法薬物であることの認識、さらには覚せい剤や大麻などの特定の薬物についての認識を有していることまでを認定することが困難であるという問題、さらには対象物を実際に見ていない被告人が対象物を誤って認識してしまうという問題である¹⁾。後者については、周知の通り、最決昭 61・6・9（刑集 40 巻 4 号 269 頁）が、麻薬と覚せい剤との錯誤につき、両者の類似性ゆえの実質的な重なり合いを認め、軽い麻薬所持罪の限度でその成立を肯定することで、この問

題の（争いのある）解決を図っている²⁾。

他方で、前者の問題については、最決平 2・2・9（裁判集刑 254 号 99 頁）が「覚せい剤を含む身体に有害で違法な薬物類であるとの認識があったというのであるから、覚せい剤かもしれないし、その他の身体に有害で違法な薬物かもしれないとの認識はあったことに帰することになる」とする、いわゆる概括的故意論を用いて問題の解決を図った。すなわち、「覚せい剤を含む身体に有害で違法な薬物類」との概括的な「類」の認識があれば、その中には、覚せい剤その他の違法薬物が含まれているため故意として十分とするのである³⁾。

以上の最高裁による解決は、故意の有無の問題を実体法上の問題として解決しようとする試みであったが、近時、最高裁は薬物密輸事件における違法薬物の故意の問題を認定論の問題として解決することを（も）試みている。

二 近時の裁判例における薬物の認識の認定枠組とその問題点

例えば、覚せい剤輸入の故意を肯定した最決平 25・10・21（刑集 67 巻 7 号 755 頁）は、本件における覚せい剤の量の多さや隠匿態様の巧妙さから、密輸組織が関与していることを前提とし、このことから被告人は覚せい剤が隠匿されたスーツケースを日本に運ぶよう指示又は依頼を受けて来日したと認定するなどした上、被告人の覚せい剤に関する認識を肯定した。その際、原審は「被告人の来日目的は本件スーツケースを日本に持ち込むことにあり、また、被告人の渡航費用等の経費は密輸組織において負担したものと考えられるとし、さらに、そのような費用を掛け、かつ、発覚の危険を冒してまで秘密裏に日本に持ち込もうとする物で、本件スーツケースに隠匿し得る物として想定されるのは、覚せい剤等の違法薬物であるから、被告人において、少なくとも、本件スーツケースの中に覚せい剤等の違法薬物が隠匿されているかもしれないことを認識していたと推認できるとし、このような推認を妨げる事情もないとしているが、この推認過程や認定内容は合理的で、誤りは認められない」とした。

他方で、最決平 24・2・13（刑集 66 巻 4 号 482 頁）は、第一審の認定に論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示したものは評

価値することができないとして原判決を破棄し控訴を棄却することで、被告人の覚せい剤輸入の故意を否定した。すなわち、「高額報酬を約束され、経費も負担してもらって、海外から荷物を日本に運搬することを依頼された」という事実は、違法な物の運搬であることを前提に依頼が行われたことを推認させる方向の事実といえるが、しかし「本件においては、被告人が偽造旅券の密輸を依頼されたもので覚せい剤の密輸を依頼されていないと供述し、実際に偽造旅券が発見されるなどその弁解に一定の裏付けがある」ことからすれば、偽造旅券の密輸を依頼されたという被告人の弁解と両立し得るなどして、故意を否定したのである。

以上の2つの判決を比較すると、薬物（覚せい剤）密輸事犯における覚せい剤の認識の認定枠組は、次の通りである。すなわち、①海外からの不自然なスーツケースなどの運搬・引渡依頼、②渡航費などの費用負担、③（多額の）報酬などの間接事実、さらには、④薬物の量の多さ及び隠匿態様の巧妙さによる密輸組織の関与の明白性があれば、被告人に違法な物の運搬についての認識を推認でき、さらに、スーツケースなどに隠して運搬できる違法な物として通常想定されるのは覚せい剤などを含む違法薬物であるとの一般的な見方あるいは常識、又は密輸組織に関与していることによる経験則（例えば、回収措置に関する経験則など）を適用することで、原則として、故意が推認できるとする。ただし、⑤特段の事情がある場合、すなわち、先の推認を破る例外的な事情が存在する場合、覚せい剤の認識は否定されるというものである。

このような経験則や一般的なものの見方ないし常識を一定の間接事実群に適用することで、当該経験則等を覆す例外的な事情がない限り故意を推認できるとする原則・例外型の薬物の認識の認定枠組は、もともと、覚せい剤の自己使用における「認識」の認定枠組として確立したものであった⁴⁾。すなわち、被告人の尿により体内から覚せい剤成分が検出されれば、原則として「使用」の事実が認められ、同時に「使用」の認識があったことが、特段の事情がない限り、推認されるというものである⁵⁾。

もともと、自己使用類型においては主な間接事実がそれだけで特定の犯罪の故意を推認させ（推

認対象の特定性）、かつ当該特定の犯罪の故意につき非常に強い推認力を有する（推認力の強さ）がゆえに覚せい剤使用の「認識」が認められる一方で、密輸類型においては、間接事実の推認力の強さはあるものの、推認対象の特定性の点で難を有する。つまり、自己の運搬している物が違法な物であるとの推認は容易ではあっても、具体的に何を運搬しているのかについてまでは認定するのが困難なのである。それゆえ、上述の最決平成2年（を「違法な薬物類」であるとの「類」の認識で足りると理解する立場）は、違法な薬物の認識までが認定できれば、違法薬物の中には覚せい剤は含まれているといえることから覚せい剤の認識を肯定できるとした。このように対象の特定性を違法な薬物「類」として緩和することで、覚せい剤の認識を認定するのである。それに対して、密輸事案でも違法の物までは特定できても、違法な薬物まで特定できない場合には、認定論の問題として処理される。すなわち、違法な物の認識まで認定できれば、さらに、スーツケースに隠された違法な物の運搬として通常想定されるのは覚せい剤であろうとして覚せい剤の認識を肯定するのである。ここでは、「通常想定される」という一般的なものの見方ないし常識を用いて覚せい剤の認識が推認されている。

他方で、特段の事情については、最決平成24年のように、被告人が現に運搬した違法な物（すなわち、覚せい剤）と実質的にも重なり合わない別の違法な物（例えば、偽造旅券や偽ブランド品など）であると信じていたと認められる場合など、間接事実を経験則などを適用することによる原則的推認に対応する例外的な事情及びそれに基づく推認が認められれば、覚せい剤などの違法な薬物の認識は否定される。

もともと、このような認定枠組は、特定の対象の認識を推認する際に、経験則ないし一般常識が被告人にも共有されていると前提する点に問題を有する。というのも、仮に裁判例のいう一般的な見方・常識が存在するとしても、この常識を行為者自身もまた共有しているとはいえないからである（そもそも、そのような一般的な見方ないし常識が存在するのかそれ自体も問題となろう）。したがって、そのような常識が行為者にも共有されていたということを認定しなければならないはずで

ある。特に、被告人が外国人である場合はなおさらである。しかし裁判例⁶⁾においては、一般常識は当然に行為者も共有していると前提されており、この点に飛躍がある⁷⁾。

また、原則・例外型の認定枠組は、覚せい剤の自己使用において確立されたものであることから分かるように、故意を肯定する事情とされる間接事実群の推認力が強いがために、故意を否定する事情が例外的なもの(特段の事情)として位置づけられる。つまり、特段の事情の推認力の程度が、原則とされる事情に応じて、引き上げられるのである。したがって、推認力のさほど強くない間接事実群しかない場合にこの原則・例外型を適用すると、例えば、そのような間接事実群からの推認が常識とされてしまう場合、その推認力が不当に引き上げられることになり、これに応じて、特段の事情の推認力もまた不当に高度なものが求められることになる点には注意が必要である⁸⁾。

ここまでの簡潔な検討を纏めると、裁判例において密輸事案における薬物の認識が問題となる場合、①違法な物までしか認定できない場合は、最決平成26年の事実認定における原則・例外型の枠組を用いて故意を肯定、②主な間接事実から違法な薬物まで認定できる場合は最決平成2年の概括的認識論により故意を肯定、③違法な物との認識はあるが具体的な対象についての認識に齟齬がある場合は、実質的に重なり合う範囲で故意を肯定する最決昭和61年の錯誤論により故意を肯定する。他方で、④故意が否定されるのは、自己の運搬していた物と実質的に重なり合わない違法な物の運搬の認識しか有していないとされる場合などである。

三 本判決の位置づけ及び意義

以上を踏まえると本判決は、上記の④、すなわち、自ら運搬しているのは偽ブランド品であると信じており、それゆえ、覚せい剤あるいはそれを含む違法薬物類の認識を有していなかった場合に該当する。このような場合は、従来の裁判例が原則的な推認を認める間接事実群が存在するものの故意を否定する場合の1つとして挙げているものであり、この意味で本判決は従来の裁判例に沿うものとして位置づけることができ、故意の否定される場合を具体的に示した点に本判決の意義が

ある。もっとも、本判決は、原則・例外型によってではなく、「全体的な考察」に基づき被告人の覚せい剤の知情性を認定している。このような事実認定の枠組の相違が結論にいかなる影響をもたらしているのか(いないのか)は今後の検討課題である。

●—注

- 1) 例えば、染谷武宣「薬物事犯における『薬物の認識』」植村立郎編『刑事事実認定重要判決50選(下)[第3版]』(立花書房、2020年)188頁以下、玄守道「覚せい剤の故意の認定について」刑ジャ53号13頁以下など参照。
- 2) もっとも、裁判例は薬物間の重なり合いのみならず、薬物とダイヤモンド原石との重なり合いまで認めるに至っている(例えば、東京高判平25・8・28高判集66巻3号13頁)。さらに本件でも、検察官は、公判前整理手続において、被告人に覚せい剤の輸入の故意が認められないとしても、被告人は商標権を侵害する物品である偽ブランド品を輸入する意思を持って覚せい剤を輸入しようとしたと認められるから、関税法上の覚せい剤輸入未遂と同法上の商標権を侵害する物品の輸入未遂とが重なり合う範囲で、軽い後者の罪が成立し、訴因変更を経ることなく同罪を縮小認定すべきである旨主張していた。
- 3) 原田國男「判解」ジュリ958号81頁、染谷・前掲注1)195頁など。もっとも、平成2年決定をこのように理解してよいのかについては、争いがある。この点につき、さしあたり拙稿・前掲注1)14頁以下参照。
- 4) 杉山慎治「薬物事犯における『使用』の認識」前掲注1)刑事事実認定重要判決50選(下)211頁は、原則・例外型の判断枠組につき「覚せい剤使用事犯においては、実務上確立した考え方ということが出来る」とする。
- 5) 例えば、高松高判平8・10・8判時1589号144頁は、「被告人の尿から覚せい剤成分が検出されている以上、特段の事情がない限り被告人自らの意思により何らかの方法により覚せい剤を身体内に摂取したものと認めるのが相当である」とし、石井一正はこのことを「基本的な推認法則」と呼んでいる(石井一正『刑事事実認定入門』(判例タイムズ社、2015年)154頁)。さらに、東京高判平11・12・24高検速報集平成11年度116頁など。
- 6) 例えば、東京高判平26・3・13高等裁判所刑事判例集67巻1号1頁など。
- 7) 原則・例外型による故意の認定枠組のさらなる問題点については、中川孝博「経験則の機能」刑弁90号26頁以下など参照。
- 8) 前掲注6)東京高判平26・3・13は、被告人らが「違法薬物ではないと信じ切っていたなどの上記の推認を妨げる事情が窺われない限り」として、特段の事情として「信じ切っていた」ことまでを要求している。